

## 大学等における修学支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請のしおり（在学生用）

希望者は、必ず定められた期間中に申請手続きをしてください。

今回の申請を行うことにより、授業料（令和2年度前期分）の減免申請を行うことができます。なお、申請後に別途書類が必要になる場合があります。その場合は、大学から連絡しますので、山梨大学奨学支援グループの番号を携帯電話に登録してください。

日本学生支援機構給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）の在学予約採用に申し込んでいない者も申請できますが、授業料減免を申請する場合は、4月に必ず給付奨学金在学採用に申し込んでください。給付奨学金の在学採用案内については、山梨大学ホームページ及びCNS掲示板にてお知らせします。

### はじめに

山梨大学は令和2年4月より開始される高等教育の修学支援新制度の対象校となりました。高等教育の修学支援新制度は、給付奨学金の支給と入学料・授業料の減免をセットとして支援する制度です。採用には家計基準と学力による審査があり、採用された場合は、家計基準に基づいて以下の3区分に分けられます。給付奨学金の支援区分Ⅰ～Ⅲに該当する者が、入学料・授業料減免の対象者となり、区分に応じて減免されます。

	授業料減免	入学料減免	給付奨学金
第Ⅰ区分	全額免除	全額免除	満額支給
第Ⅱ区分	2／3免除	2／3免除	2／3支給
第Ⅲ区分	1／3免除	1／3免除	1／3支給

### 1. 申請の対象者

**基本的には給付奨学金に採用された学部学生（留学生除く）が対象となります。**

i) 大学等で給付奨学金の在学予約採用をした者

在学予約採用候補者は令和2年4月に現況届を提出することで採用が決定します。大学が定めた期限までに必ず現況届を提出してください。

ii) 給付奨学金の在学予約採用をしていない者

在学予約採用をしていない者は必ず4月に在学採用の給付奨学金に申し込んでください。給付奨学金の結果は7月頃に決定しますが、採用された場合、4月にさかのぼって採用されます。

※在学予約採用の者も在学採用の者も、採用の結果が出るまでは授業料の徴収が猶予されません。申し込む者は授業料を支払わずに授業料免除の手続きを行ってください。

### 2. 提出書類

- 「i. 大学の在学予約採用にて給付奨学金申請中または採用候補者に決定している者」と、
- 「ii. 4月に給付奨学金在学採用に申し込む予定の者」は提出書類や手続きがそれぞれ異なり

ますので、間違いのないように申請してください。

**i) 大学の在学予約採用にて給付奨学金申請中の者**

提出書類	留意事項	提出期間
① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A様式1)	すべての項目に漏れがないように記載してください。	<b>免除申請 受付期間中</b>  <b>【提出先】</b> 免除申請 書類提出先
② 結果通知用封筒1通	長形3号の封筒に84円切手を貼り付け、学資負担者の住所・氏名を記入してください。封筒表の左下に、学籍番号と本人氏名を記入してください。	

※①～②の書類すべてを授業料免除申請受付期間中に提出することにより、「令和2年度前期分授業料減免」申請の手続が完了します。ただし、4月21日(火)～5月25日(月)の期間中にスカラネットPSにより「現況届」を提出しなかった場合、申請は無効になります。

**ii) 4月に給付奨学金在学採用に申し込む予定の者**

提出書類	留意事項	提出期間
① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A様式1)	すべての項目に漏れがないように記載してください。	<b>免除申請 受付期間中</b>  <b>【提出先】</b> 免除申請 書類提出先
② 結果通知用封筒1通	長形3号の封筒に84円切手を貼り付け、学資負担者の住所・氏名を記入してください。封筒表の左下に、学籍番号と本人氏名を記入してください。	

※①～②の書類すべてを授業料免除申請受付期間中に提出することにより、「令和2年度前期分授業料減免」申請の手続が完了します。ただし、4月に、必ず給付奨学金在学採用に申込み、所定の手続(スカラネット入力及びマイナンバー関係書類の提出)を完了させなければ、申請は無効になります。

給付奨学金の申込期間は、別途CNS掲示等でお知らせします。

**3. 申請書(A様式1)の入手方法**

山梨大学ホームページから印刷してください。

山梨大学ホームページトップ→キャンパスライフ→入学料免除・授業料免除等→  
入学料免除・授業料免除等共通の所定様式

URL : <https://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/345>

#### 4. 提出期間・提出先

申請書類は「所定の授業料免除申請受付期間中」に、「免除申請書類の提出先」に提出してください。

#### 5. 給付奨学金採用の要件について

##### i) 国籍・在留資格に関する要件

下記の①～④のいずれかに該当すること

- ① 日本国籍を有する者。
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者。
- ③ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格を持って本邦に在留する者。
- ④ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格を持って本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者。

##### ii) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

下記の①～③のいずれかに該当すること。ただし、過去に本制度による支援の対象者として認定を受けたことがある者（転学・編入学する者は除く）や認定取消を受けたことがある者は対象になりません。

- ① 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者。
- ② 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含む）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者。
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者。

##### iii) 所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象です。日本学生支援機構ホームページの進学資金シミュレーターを使用することでおおよその金額が確認できます。下記 URL、もしくは「JASSO 進学資金シミュレーター」で検索してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

##### iv) 資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等（土地等の不動産は含まない）の資産の合計額が基準額（生計維持者が1人の場合は1,250万円、2人の場合は2,000万円）未満であること。

##### v) 学業成績・学習意欲に関する要件（次の①～④のいずれかに該当すること）

前年度までの学業成績等が次の①または②のいずれかに該当すること。

- ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること。

- ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。ただし、学業成績が下表の「廃止」の区分に該当する場合は、採用されません。

※標準単位数＝卒業に必要な単位数÷修業年限×申込者の在学年数※1

- ※1 申込者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

## 6. 給付奨学金受給中の手続き等

### i) 所得要件の確認

日本学生支援機構が、マイナンバーを使用して毎年夏頃に給付奨学生の所得状況を確認します。そのうえで10月からの支援区分が見直しされ、支援区分に応じた奨学金の支給と授業料の減免額が適用されます。ただし、いずれの支援区分にも該当しない場合は、1年間給付奨学金の支給と授業料の減免が停止されます。

### ii) 資産要件の確認

日本学生支援機構が毎年春頃に給付奨学生に資産に関する申告を求め、基準に該当しない場合は、当年度の10月から1年間給付奨学金の支給と授業料の減免が停止されます。

### iii) 学業成績・学習意欲の確認

本学が年度末ごとに給付奨学生の学業成績・学習意欲の確認を行い、「廃止要件」のいずれかに該当する場合は給付奨学金が打ち切られます。また「警告要件」に該当する場合、給付奨学金は継続されますが、学業成績の向上に努力するよう促す予定です。

## 7. 廃止・警告について

- i) 下記の廃止要件に該当する場合は給付奨学金の支給及び授業料減免が廃止されます。

区分	学業成績の基準
廃止	① 修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと。 ② 修得した単位数の合計が標準単位数の5割以下であること。 ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ④ 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（廃止の区分に該当するものを除く。） ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 ③ 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の区分に該当する者を除く）。

- ii) 下記のいずれかに該当した場合は支援の廃止及び返還が求められます。

- ・ 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合。
- ・ 退学、または3ヶ月以上の停学処分を受けた場合
- ・ 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合

iii) 下記のいずれかの場合は支援が停止されます。また、停止期間分の授業料の減免額は月単位で処理される予定です。

- ・休学が認められた場合、その間支援を停止されます。復学時に申請することによって再開されます。
- ・3ヶ月未満の停学及び訓告を受けた場合、支援が停止されます。停学は停学期間、訓告は1ヶ月の停止となり、停止期間経過後に申し出ることによって再開されます。
- ・支援の継続手続きを行わなかった場合は給付奨学金の支給は停止されます。また、授業料の減免については、前期・後期それぞれ申請しなければなりません。申請しなければ、申請がなかった期間、授業料は減免されません。

#### 8. 申請のスケジュール（予定）

	給付奨学金 申込	前期分授業 料免除申請	前期分授業 料結果通知	継続願提出（後 期分授業料免 除申請）	後期結果 通知	継続願提出 （翌年度前期 分授業料免除 申請）
在学予約採用者	在学中	申請受付時	6月頃	7～8月頃	11月頃	2月頃
在学採用者	4月		7月頃			

※スケジュールは現時点での予定です。変更になることがありますので、大学HPやCNSの掲示板をこまめに確認してください。

#### 9. その他

○授業料減免の申請は、前期・後期ごとに行います。申請しなかった場合、その期間は授業料減免の対象者となっても、授業料は減免されません。

○提出期限を過ぎた場合は受理しません。

○授業料徴収猶予期間

結果が出るまでは、徴収が猶予されますので、申請した者は、本学が指示するまでは授業料を納付しないように注意してください。また、許可されなかった者・一部減免を許可された者は、本学の指示があり次第、速やかに授業料を納付してください。

【問い合わせ・書類提出先】  
 学生支援課奨学支援グループ  
 〒400-8510  
 甲府市武田 4-4-37  
 055-220-8053 又は 8054